知多市広告入り公用封筒の寄附に関する取扱要領

（趣旨）

第１条　この要領は、知多市が使用する広告入り公用封筒の寄附に関し、知多市広告掲載要綱（平成２１年知多市告示第８号。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

(1) 広告入り公用封筒　市が事務又は事業を執行するため、市民、市内の民間企業、他の地方公共団体等（以下「市民等」という。）への書類送付用として使用する封筒であって、裏面に広告が掲載された封筒をいう。

(2) 寄附希望者　広告入り公用封筒の寄附を希望する者をいう。

(3) 広告主　広告入り公用封筒に広告を掲載する者をいう。

(4) 寄附者　知多市物品管理規則第８条に定める寄附申込書（以下「寄附申込書」という。）により寄附の申込みをし、当該寄附の決定を受けた者をいう。

（使用組織）

第３条　寄附を受けた広告入り公用封筒は、知多市公有財産管理規則（昭和５１年知多市規則第１５号）第３条第２号に規定する各課等その他市長が指定する組織において使用するものとする。

（使用期間）

第４条　広告入り公用封筒の使用期間は、市民等への書類送付が終わるまでの期間とする。ただし、市は寄附者と協議の上、使用期間を変更することができる。

（募集広告主）

第５条　寄附希望者が募集する広告主は、法人その他の団体又は個人とする。

（広告の内容）

第６条　広告入り公用封筒に掲載できる広告は、要綱第３条及び知多市広告掲載審査基準（平成２１年４月１日施行。以下「審査基準」という。）第２条に定める規定を満たすものとする。

（寄附希望者の募集）

第７条　寄附希望者の募集は、市の広報及びホームページによるものとする。

２　寄附希望者は、寄附申込書に知多市広告入り公用封筒寄附明細書（第１号様式）及び必要書類を添えて、市長が指定する期間内に提出するものとする。ただし、市の入札参加資格を有する者は、納税証明書、商業登記簿謄本及び身元証明書の添付を省略することができる。

３　前２項に掲げるもののほか、募集について必要な事項は、知多市広告入り公用封筒寄附者募集要項（以下「募集要項」という。）で定めるものとする。

（寄附者の決定）

第８条　市長は、前条により広告入り公用封筒の寄附の申込みを受けたときは、要綱第３条、審査基準及び募集要項に基づき、寄附の可否を審査し、受理することを決定したときは広告入り封筒寄附受理通知書（第２号様式）により、受理しないことを決定したときは広告入り封筒寄附不受理通知書（第３号様式）により、寄附希望者に通知するものとする。

２　市長は、寄附希望者が複数あるときは、市内に本社、支店、営業所、店舗等を有する広告主（以下「市内広告主」という。）の予定する広告の面積が最も大きい者から順に受理を決定することとし、この方法で受理する順番を決定できないときは、市内に本社、支店、営業所、店舗等を有する寄附希望者を優先し、なお決定できないときは、くじにより決定するものとする。ただし、受理した寄附希望者が寄附を希望する封筒の枚数の合計（以下「寄附希望枚数」という。）が、市の使用する年間予定枚数を超えたときは、その後の寄附希望者の寄附について受理しないことができる。

３　市長は、封筒の寄附希望枚数が市の使用する年間予定枚数を超えたときは、寄附を受ける封筒の枚数を調整することができる。

（製作上の注意事項）

第９条　広告入り公用封筒を製作する寄附者は、広告主の募集に当たり自らが広告の募集者であることを明確にするとともに、市が広告の募集者であるような誤解を受けることがないように配慮しなければならない。

２　寄附者は、可能な限り知多市広告入り公用封筒寄附明細書に記載する予定広告

主の広告を掲載するよう努めなければならない。

３　寄附者は、予定広告主に変更が生じた場合においても、優先的に市内広告主の広告を掲載するよう努めなければならない。

４　寄附者は、広告内容、色、形状等の広告入り公用封筒の仕様について、事前に市長と協議し、市長の承諾を受けた後に製作しなければならない。

５　寄附者は、広告入り公用封筒の数量、納入時期及び場所等について市長の指示に従うものとする。

６　広告の記載部分は、公用封筒裏面とする。

７　広告入り公用封筒の市の掲載内容は、知多市名、所在地、電話、ＦＡＸ、ＵＲＬ、Ｅ－ｍａｉｌ、シンボルマーク、スローガン、課、広告に関する問い合わせその他本市が指定する事項とする。

（経費の負担）

第１０条　広告入り公用封筒を製作から納入までの全ての経費は、寄附者の負担とするものとする。

（広告内容等の変更）

第１１条　市長は、広告の内容等が法令に違反していると認められるとき、若しくはその恐れがあるとき、又はこの要領に抵触していると判断したときは、寄附者に対して広告の内容等の変更を求めることができる。

（使用の中止等）

第１２条　市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告入り公用封筒の使用を中止することができる。

(1) 広告入り公用封筒を指定する期日までに納入しないとき。

(2) 虚偽の申込みをしたとき。

(3) 寄附者が自己の都合により、書面により寄附の取下げを申出たとき。

(4) 掲載された広告内容、広告主、寄附者等に問題が生じたとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、知多市が使用する封筒として適当でないと認めるとき。

２　前項の規定により広告入り公用封筒の使用を中止した場合においては、市長は寄附者に対し、その賠償の責めを負わない。

３　広告入り公用封筒の使用を中止した場合において、未使用の封筒が残っているときには、寄附者は当該封筒を回収しなければならない。

（代替品の納品）

第１３条　前条第１項第３号の規定により、寄附者が使用期間中において広告入り公用封筒の寄附を取下げる場合は、代替品を速やかに納品するよう努めなければならない。

（問題発生時の対応）

第１４条　寄附者は、広告入り公用封筒の広告内容に関する苦情その他問題が発生したときは、その一切の責任を負い、誠意を持って速やかに解決に努めるものとする。

（協定書の締結）

第１５条　市が寄附者から広告入り公用封筒の寄附を受けるときは、公用封筒の製作及び寄附に関して、市と寄附者双方で協定書を取り交わすものとする。

（委任）

第１６条　この要領に定めるもののほか、広告入り公用封筒の製作及び寄附に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要領は、平成２４年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成２５年１０月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成２６年１０月１日から施行する。

第１号様式（第７条関係）

広告入り公用封筒寄附明細書

ﾌ ﾘ ｶﾞ ﾅ 商号又は名称	
代表者・職・氏名	
所　在　地	
担　当　者	
連　絡　先	(1) 電話番号　　(2) ＦＡＸ番号 (3) メールアドレス
広告の概要	(1) 予定広告主 (2) 予定広告主の所在地 (3) 広告面における各広告の掲載予定面積（○○㎝×○○㎝）
広告主募集の方法	
納入方法及び納入時期	

添付書類について

(1) 納税証明書

・直近１年分とし、（納税額用もしくは未納額用どちらでもよい）

法人･･･法人税、消費税及び地方消費税、法人都道府県民税、法人市町村民税

個人･･･所得税、消費税及び地方消費税、個人事業税、都道府県民税市町村民税

・委任受任関係がある場合は、都道府県民税及び市町村民税は受任者側のみ。

(2) 法人･･･商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書）

個人･･･身元（身分）証明書

※(1)、(2)は写し可

※(2)は提出日前３ヶ月以内のもの　写し可

※市の入札参加資格を有する者は(1)、(2)を省略することができる。

(3) 広告入り公用封筒のレイアウト案

第２号様式（第８条関係）

広告入り公用封筒寄附受理通知書

年　　月　　日

様

知多市長

年　　月　　日付けで申込みのありました広告入り公用封筒の寄附については、受理することと決定したので通知します。

なお、知多市広告掲載要綱、知多市広告掲載審査基準、知多市広告入り公用封筒の寄附に関する取扱要領及びその他関係法規を遵守してください。

第３号様式（第８条関係）

広告入り公用封筒寄附不受理通知書

年　　月　　日

様

知多市長

年　　月　　日付けで申込みのありました広告入り公用封筒の寄附については、不受理することと決定したので通知します。